平成２２年（フ）第９７号
鹿児島県奄美市名瀬井根町６番20号
債務者　久保巳喜男
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２９０号
長野市篠ノ井石川1179番地
債務者　宮尾　千春
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
長野県埴科郡坂城町大字坂城6204番地
債務者　植村　信子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第９６号
長野県伊那市若宮7380番地261　若宮県営住宅126号
債務者　伊保　盛光
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第９７号
長野県伊那市若宮7380番地261　若宮県営住宅126号
債務者　伊保　綾子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第９８号
長野県上伊那郡南箕輪村6834番地22
債務者　篠ヶ谷　隆
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第２９６号
山口県下関市秋根新町７番４―605号　新下関団地
債務者　菅原　友美（旧姓千秋）
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
山口県下関市安岡本町１丁目４番３号
債務者　濱本　映子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
山口県下関市一の宮町３丁目３番23―501号　コムズ学園前、前住所山口県下関市勝谷新町１丁目12番18号
債務者　萩原　捷子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
山口県下関市上新地町２丁目６番15号
債務者　木本　　弘
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
山口県下関市丸山町１丁目８番７号、前住所山口県下関市丸山町１丁目９番10号
債務者　田中　良二
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３３０号
山口県下関市入江町２番６―202号　清水ビル
債務者　古賀愼一郎
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
山口県下関市上田中町５丁目10番４号
債務者　長嶺　尚美
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
青森県弘前市大字堅田５丁目13番地１　櫛引伯幸方
債務者　横山　芳子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第５３８号
青森市大字金浜字伊吹58番地４
債務者　工藤英利子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
広島県福山市内海町24番地８、旧住所大阪府東大阪市大蓮南４丁目４番８号
債務者　渡壁　　晃
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３２１６号
名古屋市中川区露橋町18番地
債務者　川口千鶴子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部